

郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令
の一部改正について

平成26年2月21日
金融庁・総務省

「郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令」の改正

【改正の趣旨】

- 平成25年6月12日に成立した「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（平成25年法律第45号）により、預金保険法、銀行法及び保険業法が改正された。これに伴い、今般、内閣府令（銀行法施行規則及び保険業法施行規則）の改正を行い、銀行法及び保険業法上の主務大臣（内閣総理大臣）への届出事項の追加等を行うことを予定している。
- 標記「郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令」（以下、「命令」という。）の改正は、上記の法律及び内閣府令の改正を踏まえ、郵政民営化法上の主務大臣（内閣総理大臣及び総務大臣）への届出事項の追加等所要の規定の整備を行うものである。

（参考）

- ・ 郵政民営化法第123条第2号及び第151条第2号において、内閣総理大臣及び総務大臣は、同法第120条（届出事項）第1項第7号及び第8号並びに第149条（届出事項）第1項第7号及び第8号に規定する内閣府令・総務省令（＝標記命令）の改正等を行うときは、郵政民営化委員会の意見を聴かなければならないこととされている。

【改正の概要】

1. 銀行法及び保険業法等の改正に伴う届出事項の追加・整備

(1) 海外M&Aに係る子会社の業務範囲規制の見直しに伴う届出事項の追加

○ 銀行が子会社（又は孫会社）として保有できる会社は、銀行や保険会社等、一定の範囲に限定されているが、今回の銀行法の改正により、銀行が海外の金融機関の買収を行う際に、銀行の子会社に保有が認められていない会社（買収後は銀行の孫会社）であっても、5年間に限り、銀行が当該金融機関等の保有を通じて孫会社として保有することが可能となるとともに、当該期間にその処分が困難である等の事情が認められる場合には、内閣総理大臣の承認の下、当該期間を延長することが可能となった。（銀行法第16条の2第4項、第5項）

（参考資料P. 1参照）

これを受け、銀行の届出事項として、当該孫会社を保有しようとする場合を追加することとしている。（銀行法施行規則第35条第1項第8号の2）

○ これに伴い、郵便貯金銀行の届出事項として、上記銀行法施行規則に基づく届出と同様の事項を追加する（命令第13条第1項第8号の2）とともに、孫会社の保有期間の延長に係る内閣総理大臣の承認を受けた場合を追加する（命令第12条第2号）。

(2) 外国銀行業務の代理・媒介に係る届出事項の追加

- 従来、国内銀行は、外国銀行の業務の代理・媒介について、出資関係がある場合に限り行うことが可能とされていたが、今回の銀行法施行規則の改正により、国内銀行が外国銀行の業務の代理・媒介について、当該代理・媒介を海外で行う場合に限り、出資関係の有無に関わらず、認められることとなる。（銀行法施行規則第13条の2第1項第2号）

（参考資料P. 2参照）

これを受け、国内銀行の届出事項として、当該代理・媒介を行う施設を外国において設置した場合等、所要の事項を追加することとしている。（銀行法施行規則第35条第1項第6号の2）

- これに伴い、郵便貯金銀行の届出事項として、上記銀行法施行規則に基づく届出と同様の事項を追加する。（命令第13条第1項第5号の2）

(3) 銀行による議決権保有規制（5%ルール）の見直しに伴う届出事項の追加・整備

- 銀行とその子会社は、国内の一般事業会社の議決権を、合算して5%を超えて取得・保有することは原則として禁止されているが、今回の銀行法の改正により、新たに、事業再生会社のうち一定の要件（※1）を満たすものの議決権について銀行本体が取得・保有する場合には、5%を超えて取得・保有できるとされた。（銀行法第16条の2第1項第12号の2等）（参考資料P.3参照）

これを受け、銀行の届出事項について、銀行本体により5%を超えて取得・保有されていた事業再生会社の議決権が5%以下となった場合の追加（※2）や文言の整理等所要の規定の整備を行うこととしている。（銀行法施行規則第35条第1項第13号、第9項）

※1 現行法上、事業再生会社（及びベンチャー・ビジネス会社）については、投資専門子会社を通じて議決権を取得・保有する場合、5%を超えて取得・保有することが可能であったが、今回の銀行法改正により、事業再生会社であつて、裁判所が関与する等の一定の要件を満たす会社については、銀行本体においても5%を超えて議決権を取得・保有することが可能となった。（なお、当該要件を満たさない事業再生会社（特別事業再生会社）の議決権についても、引き続き、投資専門子会社経由であれば5%を超えて取得・保有することは可能。）

※2 当該議決権が5%を超過した場合の届出については、銀行法施行規則第35条第1項第12号の届出の対象となるので、改正は不要。

- これに伴い、郵便貯金銀行の届出事項として、上記銀行法施行規則に基づく届出と同様の事項の追加・整備を行う。（命令第13条第1項第12号、第13号、第5項）

(4) 取締役等の選任・退任に係る届出事項の追加・整備等

- 今回の銀行法施行規則の改正により、先進各国の制度も踏まえ、銀行の取締役、監査役、会計参与等の選任及び退任について、現行の事後届出制を原則事前届出制とするほか、新たに会計監査人の選任及び退任について、原則事前の届出を求めることとしている。また、保険業法施行規則においても同旨の改正を行い、保険会社に対して同様に原則事前の届出を求めることとしている。（銀行法施行規則第35条第1項第3号～第3号の6、保険業法施行規則第85条第1項第2号～第2号の6）
- その他今回の銀行法及び保険業法の改正において文言の整理を行ったことを踏まえ、銀行法施行規則及び保険業法施行規則において所要の文言の整理を行うこととしている。（銀行法施行規則第35条第1項第8号、保険業法施行規則第85条第1項第4号）
- これに伴い、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の届出事項として、上記銀行法施行規則及び保険業法施行規則に基づく届出と同様の事項の追加・整備等を行う。（命令第13条第1項第3号～第4号の4、第8号、第28条第1項第4号～第5号の2、第6号）

2. 預金保険法の改正に伴う届出事項の追加

- リーマンショック後の国際的な金融規制改革の動きを踏まえ、市場型の金融危機に対応する観点から、今回の預金保険法の改正により、内閣総理大臣は、銀行、保険会社等について、我が国の金融システムの著しい混乱が生ずるおそれがあると認めるときは、金融機関の秩序ある処理に関する措置を講ずる必要がある旨の認定を行うことができるとする規定が整備された。

(参考資料P. 4 参照)

- これに伴い、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の届出事項として、現行の金融危機対応措置に係る認定（預金保険法第102条第1項）と同様、上記措置に係る認定（預金保険法第126条の2第1項）を受けた場合について、追加する。（命令第12条第4号、第27条第5号）

参考

○郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令（平成十八年内閣府令・総務省令第三号）の一部
改正案

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（郵便貯金銀行の届出事項）</p> <p>第十二条 法第二百十条第一項第七号に規定する内閣府令・総務省令で定める処分は、次に掲げる処分とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 銀行法第十三条第一項若しくは第二項、<u>第十三条の二、第十六条の二第五項又は第十六条の三第二項の規定による承認</u></p> <p>三 （略）</p> <p>四 預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）<u>第二百一条第一項又は第二百六条の二第一項の規定による認定</u></p>	<p>（郵便貯金銀行の届出事項）</p> <p>第十二条 法第二百十条第一項第七号に規定する内閣府令・総務省令で定める処分は、次に掲げる処分とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 銀行法第十三条第一項若しくは第二項、第十三条の二又は第十六条の三第二項の規定による承認</p> <p>三 （略）</p> <p>四 預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）<u>第二百一条第一項の規定による認定</u></p>

改 正 案

第十三条 法第二百十条第一項第八号に規定する内閣府令・総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一・二 (略)

三 郵便貯金銀行を代表する取締役、郵便貯金銀行の常務に従事する取締役又は監査役（郵便貯金銀行が委員会設置会社である場合には、郵便貯金銀行の常務に従事する取締役、代表執行役、執行役又は監査委員（監査委員会の委員をいい、郵便貯金銀行の常務に従事する取締役を除く。））。以下この号及び次号において「役員等」という。）を選任しようとする場合又は役員等が退任しようとする場合（次号に該当する場合を除く。）

三の二 役員等の選任又は退任（以下この号、第四号の二及び第四号の四において「選退任」という。）があった場合（役員等の選退任の前に、役員等を選任しようとする旨又は役員等が退任しようとする旨の届出をすることができないことについて、やむを得ない事情がある場合に限る。）

四 会計参与を選任しようとする場合又は会計参与が退任しようとする場合（次号に該当する場合を除く。）

四の二 会計参与の選退任があった場合（会計参与の選退任の前に、会計参与を選任しようとする旨又は会計参与が退任しようとする旨の届出をすることができないことについて、やむを得ない事情がある場合に限る。）

四の三 会計監査人を選任しようとする場合又は会計監査人が退任しようとする場合（次号に該当する場合を除く。）

現 行

第十三条 法第二百十条第一項第八号に規定する内閣府令・総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一・二 (略)

三 郵便貯金銀行を代表する取締役、郵便貯金銀行の常務に従事する取締役又は監査役（郵便貯金銀行が委員会設置会社である場合には、代表執行役、執行役又は監査委員（監査委員会の委員をいう。第二十八条第一項第四号において同じ。））の就任又は退任があった場合

(新設)

四 郵便貯金銀行が会計参与設置会社である場合には、会計参与の就任又は退任があった場合

(新設)

(新設)

改 正 案

現 行

第十三条

四の四 会計監査人の選退任があつた場合（会社法（平成十七年法律第八十六号）第三百三十八条第二項の規定により再任されたものとみなされた場合を除き、会計監査人の選退任の前に、会計監査人を選任しようとする旨又は会計監査人が退任しようとする旨の届出をすることができないことについて、やむを得ない事情がある場合に限る。）

五 銀行法第十条第二項に規定する業務（銀行法施行規則第三十五条第一項第六号において金融庁長官が別に定めるものを除く。）の全部若しくは一部のみを営む施設若しくは設備の設置、位置の変更若しくは廃止又は当該施設若しくは設備において営む業務の内容の変更をしようとする場合（次号に該当する場合を除く。）

五の二 外国において銀行法第十条第二項に規定する業務の全部若しくは一部のみを営む施設若しくは設備の設置若しくは廃止又は当該施設若しくは設備において営む業務の内容の変更をしようとする場合

六～七 （略）

八 郵便貯金銀行若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は銀行法施行規則第十七条の四第一項各号に掲げる事由により他の会社（法第二百十条第一項第二号の規定により子会社とすることについて同号の届出をしなければならないとされるものを除く。）を子会社とした場合

八の二 銀行法第十六条の二第四項の規定に基づき子会社対象会社（同条第一項に規定する子会社対象会社をいう。第十二号において同じ。）以外の外国の会社を子会社としようとする場合

第十三条

（新設）

五 銀行法第十条第二項に規定する業務（銀行法施行規則第三十五条第一項第六号において金融庁長官が別に定めるものを除く。）の全部若しくは一部のみを営む施設若しくは設備の設置、位置の変更若しくは廃止又は当該施設若しくは設備において営む業務の内容の変更をしようとする場合

（新設）

六～七 （略）

八 銀行法施行規則第十七条の四第一項各号に掲げる事由により他の会社（法第二百十条第一項第二号の規定により子会社とすることについて同号の届出をしなければならないとされるものを除く。）を子会社とした場合

（新設）

改正案

第十三条

九～十一 (略)

十二 郵便貯金銀行又はその子会社が国内の子会社対象会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなった場合

十三 郵便貯金銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保有することとなった国内の会社及び銀行法施行規則第十七条の二第十一項に規定する事業再生会社（銀行法第十六条の二第一項第十二号の二に規定する特別事業再生会社を除く。）の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなった場合

十四～二十 (略)

二十一 会社法第百五十六条第一項（同法第百六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。第二十八条第一項第十九号において同じ。）の規定による株主総会の決議又は取締役会の決議により自己の株式を取得しようとする場合

二十二～二十五 (略)

2～4 (略)

5 第一項第十一号又は第十三号に掲げる場合において、銀行法第十六条の二第一項第十二号又は第十二号の二に掲げる会社の議決権の取得又は保有については、同項第十二号に規定する特定子会社は、郵便貯金銀行の子会社に該当しないものとみなす。

6 (略)

現行

第十三条

九～十一 (略)

十二 郵便貯金銀行又はその子会社が国内の子会社対象会社（銀行法第十六条の二第一項に規定する子会社対象会社をいう。）の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなった場合

十三 郵便貯金銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保有することとなった国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなった場合

十四～二十 (略)

二十一 会社法（平成十七年法律第八十六号）第百五十六条第一項（同法第百六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。第二十八条第一項第十九号において同じ。）の規定による株主総会の決議又は取締役会の決議により自己の株式を取得しようとする場合

二十二～二十五 (略)

2～4 (略)

5 第一項第十一号又は第十三号に掲げる場合において、銀行法第十六条の二第一項第十二号に掲げる会社の議決権の取得又は保有については、同号に規定する特定子会社は、郵便貯金銀行の子会社に該当しないものとみなす。

6 (略)

改 正 案	現 行
<p>(郵便保険会社の届出事項)</p> <p>第二十七条 法第四百九条第一項第七号に規定する内閣府令・総務省令で定める処分は、次に掲げる処分とする。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 預金保険法第二百二十六条の二第一項の規定による認定</p>	<p>(郵便保険会社の届出事項)</p> <p>第二十七条 法第四百九条第一項第七号に規定する内閣府令・総務省令で定める処分は、次に掲げる処分とする。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>(新設)</p>

改正案

第二十八条 法第四百九条第一項第八号に規定する内閣府令・総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一～三 (略)

四 郵便保険会社を代表する取締役、郵便保険会社の常務に従事する取締役又は監査役（郵便保険会社が委員会設置会社である場合には、郵便保険会社の常務に従事する取締役、代表執行役、執行役又は監査委員（監査委員会の委員をいい、郵便保険会社の常務に従事する取締役を除く。））。以下この号及び次号において「役員等」という。）を選任しようとする場合又は役員等が退任しようとする場合（次号に該当する場合を除く。）

四の二 役員等の選任又は退任（以下この号、第四号の四及び第五号の二において「選退任」という。）があった場合（役員等の選退任の前に、役員等を選任しようとする旨又は役員等が退任しようとする旨の届出をすることができないことについて、やむを得ない事情がある場合に限る。）

四の三 会計参与を選任しようとする場合又は会計参与が退任しようとする場合（次号に該当する場合を除く。）

四の四 会計参与の選退任があった場合（会計参与の選退任の前に、会計参与を選任しようとする旨又は会計参与が退任しようとする旨の届出をすることができないことについて、やむを得ない事情がある場合に限る。）

五 会計監査人を選任しようとする場合又は会計監査人が退任しようとする場合（次号に該当する場合を除く。）

現行

第二十八条 法第四百九条第一項第八号に規定する内閣府令・総務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一～三 (略)

四 郵便保険会社を代表する取締役、郵便保険会社の常務に従事する取締役又は監査役（郵便保険会社が委員会設置会社である場合には、代表執行役、執行役又は監査委員）の就任又は退任があった場合

(新設)

(新設)

(新設)

五 郵便保険会社が会計参与設置会社である場合には、会計参与の就任又は退任があった場合

改正案

現行

第二十八条

五の二 会計監査人の選退任があった場合（会社法第三百三十八条第二項の規定により再任されたものとみなされた場合を除き、会計監査人の選退任の前に、会計監査人を選任しようとする旨又は会計監査人が退任しようとする旨の届出をすることができないことについて、やむを得ない事情がある場合に限る。）

六 郵便保険会社若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は保険業法施行規則第五十七条第一項各号に掲げる事由により他の会社（法第百四十九条第一項第二号の規定により子会社とすることについて同号の届出をしなければならないとされるものを除く。）を子会社とした場合

七～二十一 （略）

2～6 （略）

第二十八条

（新設）

六 保険業法施行規則第五十七条第一項各号に掲げる事由により他の会社（法第百四十九条第一項第二号の規定により子会社とすることについて同号の届出をしなければならないとされるものを除く。）を子会社とした場合

七～二十一 （略）

2～6 （略）

（参考条文）

○郵政民営化法（平成十七年十月二十一日法律第九十七号）（抄）

（届出事項）

第二百十条 郵便貯金銀行は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を内閣総理大臣及び総務大臣に届け出なければならない。

一～六 （略）

七 銀行法第二十六条第一項の規定による命令、預金保険法第七十四条第一項に規定する管理を命ずる処分その他内閣府令・総務省令で定める処分を受けたとき。

八 前各号に掲げるもののほか、内閣府令・総務省令で定める場合に該当するとき。

2 （略）

（命令の制定等についての民営化委員会の意見の聴取）

第二百十三条 内閣総理大臣及び総務大臣は、次に掲げる場合には、民営化委員会の意見を聴かななければならない。

一 （略）

二 第一百十条第一項第四号ロ若しくはハ若しくは第六号、第一百一十一条第八項、第一百十二条第一項、第一百十六条第三項又は第二百十条第一項第七号若しくは第八号の内閣府令・総務省令を制定し、又は改廃しようとするとき。

（届出事項）

第四百九条 郵便保険会社は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を内閣総理大臣及び総務大臣に届け出なければならない。

一～六 （略）

七 保険業法第一百三十二条第一項の規定による命令、同法第二百四十二条第一項に規定する管理を命ずる処分その他内閣府令・総務省令で定める処分を受けたとき。

八 前各号に掲げるもののほか、内閣府令・総務省令で定める場合に該当するとき。

2 （略）

（命令の制定等についての民営化委員会の意見の聴取）

第五百十一条 内閣総理大臣及び総務大臣は、次に掲げる場合には、民営化委員会の意見を聴かななければならない。

一 （略）

二 第三百三十八条第二項第六号、第三百三十九条第八項、第四百十条第一項、第四百四十四条第三項又は第四百九条第一項第七号若しくは第八号の内閣府令・総務省令を制定し、又は改廃しようとするとき。

○銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）（抄）

（銀行の子会社の範囲等）

第十六条の二 銀行は、次に掲げる会社（以下この条において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。

一～十一 （略）

十二 新たな事業分野を開拓する会社として内閣府令で定める会社（当該会社の議決権を、当該銀行又はその子会社のうち前号に掲げる会社で内閣府令で定めるもの（次号並びに次条第七項及び第八項において「特定子会社」という。）以外の子会社が、合算して、同条第一項に規定する基準議決権数を超えて保有していないものに限る。）

十二の二 経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社として内閣府令で定める会社（その事業に係る計画又は当該計画に基づく措置について内閣府令で定める要件に該当しない会社（次条第一項及び第七項において「特別事業再生会社」という。）にあつては、当該会社の議決権を、当該銀行又はその特定子会社以外の子会社が、合算して、同条第一項に規定する基準議決権数を超えて保有していないものに限る。）

十三・十四 （略）

2・3 （略）

4 第一項の規定は、銀行が、現に子会社対象会社以外の外国の会社を子会社としている同項第七号から第十一号までに掲げる会社（同号に掲げる会社にあつては、外国の会社に限る。第六項において同号に掲げる会社にあつては、外国の会社に限る。第六項において同じ。）又は特例対象持株会社（持株会社（子会社対象会社を子会社としている会社に限る。）又は外国の会社であつて持株会社と同種のもの若しくは持株会社に類似するもの（子会社対象会社を子会社としているものに限り、持株会社を除く。）をいう。第六項において同じ。）を子会社とすることにより子会社対象会社以外の外国の会社を子会社とする場合には、適用しない。ただし、当該銀行は、当該子会社対象会社以外の外国の会社が子会社となつた日から五年を経過する日までに当該子会社対象会社以外の外国の会社が子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

5 銀行は、前項ただし書の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合には、その子会社となつた子会社対象会社以外の外国の会社を引き続き子会社とすることについて内閣総理大臣の承認を受けて、一年を限り、これらの期限を延長することができる。

6～11 （略）

(銀行等による議決権の取得等の制限)

第十六条の三 銀行又はその子会社は、国内の会社(前条第一項第一号から第六号まで、第十一号、第十二号の二及び第十三号に掲げる会社(同項第十二号の二に掲げる会社にあつては、特別事業再生会社を除く。)並びに特例対象会社を除く。以下この条において同じ。)の議決権については、合算して、その基準議決権数(当該国内の会社の総株主等の議決権に百分の五を乗じて得た議決権の数をいう。以下この条において同じ。)を超える議決権を取得し、又は保有してはならない。

2～9 (略)

(届出事項)

第五十三条 銀行は、次の各号のいずれかに該当するときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一～七 (略)

八 その他内閣府令(金融破綻処理制度及び金融危機管理に係るものについては、内閣府令・財務省令)で定める場合に該当するとき。

2～5 (略)

改 正 案	現 行
<p>（届出事項）</p> <p>第三十五条 法第五十三条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p><u>三 銀行を代表する取締役、銀行の常務に従事する取締役又は監査役（委員会設置会社にあつては、銀行の常務に従事する取締役、代表執行役、執行役又は監査委員（銀行の常務に従事する取締役を除く。））。以下この号及び次号において「役員等」という。）を選任しようとする場合又は役員等が退任しようとする場合（次号に該当する場合を除く。）</u></p> <p><u>三の二 役員等の選任又は退任（以下この号、第三号の四及び第三号の六において「選退任」という。）があつた場合（役員等の選退任の前に、役員等を選任しようとする旨又は役員等が退任しようとする旨の届出をすることができないことについて、やむを得ない事情がある場合に限る。）</u></p> <p><u>三の三 会計参与を選任しようとする場合又は会計参与が退任しようとする場合（次号に該当する場合を除く。）</u></p> <p><u>三の四 会計参与の選退任があつた場合（会計参与の選退任の前に、会計参与を選任しようとする旨又は会計参与が退任しようとする旨の届出をすることができないことについて、やむを得ない事情がある場合に限る。）</u></p>	<p>（届出事項）</p> <p>第三十五条 法第五十三条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p><u>三 銀行を代表する取締役又は銀行の常務に従事する取締役（委員会設置会社にあつては、代表執行役又は執行役）の就任又は退任があつた場合</u></p> <p><u>三の二 会計参与設置会社にあつては、会計参与の就任又は退任があつた場合</u></p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

改正案

現行

第三十五条

三の五 会計監査人を選任しようとする場合又は会計監査人が退任しようとする場合（次号に該当する場合を除く。）

三の六 会計監査人の選退任があつた場合（会社法第三百三十八条第二項の規定により再任されたものとみなされた場合を除き、会計監査人の選退任の前に、会計監査人を選任しようとする旨又は会計監査人が退任しようとする旨の届出をすることができないことについて、やむを得ない事情がある場合に限る。）

四～六 （略）

六の二 外国において法第十条第二項に規定する業務の全部若しくは一部のみを営む施設若しくは設備の設置、位置の変更若しくは廃止又は当該施設若しくは設備において営む業務の内容を変更しようとする場合

六の三～六の五 （略）

七 （略）

八 銀行若しくはその子会社の担保権の実行による株式等の取得又は第十七条の四第一項各号に掲げる事由により他の会社（法第五十三条第一項第二号の規定により子会社とすることについて同号の届出をしなければならないとされるものを除く。）を子会社とした場合

八の二 法第十六条の二第四項の規定に基づき子会社対象会社（同条第一項に規定する子会社対象会社をいう。第十二号において同じ。）以外の外国の会社を子会社としようとする場合

九～十一 （略）

第三十五条

（新設）

（新設）

四～六 （略）

（新設）

六の二～六の四 （略）

七 （略）

八 第十七条の四第一項各号に掲げる事由により他の会社（法第五十三条第一項第二号の規定により子会社とすることについて同号の届出をしなければならないとされるものを除く。）を子会社とした場合

（新設）

九～十一 （略）

改正案

現行

第三十五条

十二 銀行又はその子会社が国内の子会社対象会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた場合

十三 銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保有することとなつた国内の会社及び事業再生会社（法第十六条の二第一項第十二号の二に規定する特別事業再生会社を除く。）の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなつた場合

十四～二十九 （略）

2～8 （略）

9 第一項第十一号又は第十三号に掲げる場合において、法第十六条の二第一項第十二号又は第十二号の二に掲げる会社の議決権の取得又は保有については、同項第十二号に規定する特定子会社は、銀行の子会社に該当しないものとみなし、第三項第七号又は第九号に掲げる場合において、法第五十二条の二十三第一項第十一号又は第十一号の二に掲げる会社の議決権の取得又は保有については、同項第十一号に規定する特定子会社は、銀行持株会社の子会社に該当しないものとみなす。

10 （略）

第三十五条

十二 銀行又はその子会社が国内の子会社対象会社（法第十六条の二第一項に規定する子会社対象会社をいう。）の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた場合

十三 銀行又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保有することとなつた国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなつた場合

十四～二十九 （略）

2～8 （略）

9 第一項第十一号又は第十三号に掲げる場合において、法第十六条の二第一項第十二号に掲げる会社の議決権の取得又は保有については、同号に規定する特定子会社は、銀行の子会社に該当しないものとみなし、第三項第七号又は第九号に掲げる場合において、法第五十二条の二十三第一項第十一号に掲げる会社の議決権の取得又は保有については、同号に規定する特定子会社は、銀行持株会社の子会社に該当しないものとみなす。

10 （略）

○保険業法（平成七年法律第百五号）（抄）

（届出事項）

第二百二十七条 保険会社は、次の各号のいずれかに該当するときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

八 その他内閣府令（金融破綻たん処理制度及び金融危機管理に係るものについては、内閣府令・財務省令）で定める場合に該当するとき。

2 （略）

改 正 案

現 行

（届出事項等）

第八十五条 法第二百二十七条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 （略）

二 保険会社を代表する取締役、保険会社の常務に従事する取締役又は監査役（委員会設置会社にあつては、保険会社の常務に従事する取締役、代表執行役、執行役又は監査委員（保険会社の常務に従事する取締役を除く。））。以下この号及び次号において「役員等」という。）を選任しようとする場合又は役員等が退任しようとする場合（次号に該当する場合を除く。）

二の二 役員等の選任又は退任（以下この号、第二号の四及び第二号の六において「選退任」という。）があつた場合（役員等の選退任の前に、役員等を選任しようとする旨又は役員等が退任しようとする旨の届出をすることができないことについて、やむを得ない事情がある場合に限る。）

二の三 会計参与を選任しようとする場合又は会計参与が退任しようとする場合（次号に該当する場合を除く。）

二の四 会計参与の選退任があつた場合（会計参与の選退任の前に、会計参与を選任しようとする旨又は会計参与が退任しようとする旨の届出をすることができないことについて、やむを得ない事情がある場合に限る。）

二の五 会計監査人を選任しようとする場合又は会計監査人が退任しようとする場合（次号に該当する場合を除く。）

（届出事項等）

第八十五条 法第二百二十七条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 （略）

二 保険会社を代表する取締役、保険会社の常務に従事する取締役又は監査役（委員会設置会社にあつては代表執行役、執行役又は監査委員）の就任又は退任があつた場合

二の二 会計参与設置会社にあつては、会計参与の就任又は退任があつた場合

（新設）

（新設）

（新設）

改正案

第八十五条

二の六 会計監査人の選退任があった場合（会社法第三百三十八条第二項（会計監査人の任期）の規定により再任されたものとみなされた場合を除き、会計監査人の選退任の前に、会計監査人を選任しようとする旨又は会計監査人が退任しようとする旨の届出をすることができないことについて、やむを得ない事情がある場合に限る。）

二の七・二の八 （略）

三 （略）

四 保険会社若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は第五十七条第一項各号に掲げる事由により他の会社（法第二百二十七条第一項第二号の規定により子会社とすることについて同号の届出をしなければならないとされるものを除く。）を子会社とした場合

五～十八 （略）

2～6 （略）

現行

第八十五条

（新設）

二の三・二の四 （略）

三 （略）

四 第五十七条第一項各号に掲げる事由により他の会社（法第二百二十七条第一項第二号の規定により子会社とすることについて同号の届出をしなければならないとされるものを除く。）を子会社とした場合

五～十八 （略）

2～6 （略）

○預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）（抄）

（金融危機に対応するための措置の必要性の認定）

第百二条 内閣総理大臣は、次の各号に掲げる金融機関について当該各号に定める措置が講ぜられなければ、我が国又は当該金融機関が業務を行っている地域の信用秩序の維持に極めて重大な支障が生ずるおそれがあると認めるときは、金融危機対応会議（以下この章から第八章までにおいて「会議」という。）の議を経て、当該措置を講ずる必要がある旨の認定（以下この章において「認定」という。）を行うことができる。

- 一 金融機関（次号に掲げる金融機関を除く。）当該金融機関の自己資本の充実のために行う機構による当該金融機関に対する株式等の引受け等又は当該金融機関を子会社（銀行法第二条第八項に規定する子会社又は長期信用銀行法第十三条の二第二項に規定する子会社をいう。以下第百八条の三までにおいて同じ。）とする銀行持株会社等（第二条第五項第一号又は第三号に掲げるものに限る。以下第百八条の三までにおいて同じ。）が発行する株式の引受け（以下この章において「第一号措置」という。）
- 二 破綻金融機関又はその財産をもつて債務を完済することができない金融機関当該金融機関の保険事故につき保険金の支払を行うときに要すると見込まれる費用の額を超えると見込まれる額の資金援助（以下この章において「第二号措置」という。）
- 三 破綻金融機関に該当する銀行等であつて、その財産をもつて債務を完済することができないもの第百一条から第百十九条までの規定に定める措置（以下この章において「第三号措置」という。）

3～8 （略）

（金融システムの安定を図るための金融機関等の資産及び負債の秩序ある処理に関する措置の必要性の認定）

第百二十六条の二 内閣総理大臣は、次の各号に掲げる金融機関等について当該各号に定める措置が講ぜられなければ、我が国の金融市場その他の金融システムの著しい混乱が生ずるおそれがあると認めるときは、会議の議を経て、当該措置を講ずる必要がある旨の認定（以下この章及び次章において「特定認定」という。）を行うことができる。

- 一 金融機関等（その財産をもつて債務を完済することができないものを除く。）次条第一項に規定する特別監視及び当該金融機関等の財務の状況に照らし必要に応じて行う第百二十六条の十九第一項に規定する資金の貸付け等又は第百二十六条の二十二第七項において準用する第七条第一項の規定による特定株式等の引受け等（以下「特定第一号措置」という。）
- 二 その財産をもつて債務を完済することができない金融機関等若しくはその財産をもつて債務を完済することができない事態が生ずるおそれがある金融機関等又は債務の支払を停止した金融機関等若しくは債務の支払を停止するおそれがある金融機関等 次条第一項に規定する特別監視及び特定資金援助（以下「特定第二号措置」という。）

2～13 （略）